

声 明

生活保護基準引下げ違憲処分取消等請求訴訟富山地裁判決について
2024（令和6）年1月24日

生活保護基準引下げ違憲処分取消等請求訴訟富山原告団
生活保護基準引下げ違憲処分取消等請求訴訟富山弁護団
反-貧困ネットワークとやま

本日、富山地方裁判所民事部（松井洋裁判長）は、生活保護引下げ違憲処分取消等請求事件について、生活扶助費減額処分を取り消す旨の原告らの請求を認容する判決を言い渡した。

本訴訟は、富山市在住の生活保護利用者合計5名が、富山市を被告として、2013年から3回に分けて行われた生活保護基準の見直しを理由とする各保護変更決定処分（生活扶助費減額）の取消等を求めた裁判である。全国29地裁で提起された同種訴訟では、国家賠償まで認めた名古屋高等裁判所の画期的逆転全面勝訴判決（2023年11月30日）等の高等裁判所における判決を含め、27件目の判決である。

本判決は、厚生労働大臣が「デフレ調整」において、「生活保護世帯におけるデフレによる可処分所得の実質的増加の有無・程度」を測定するために用いた独自指数である生活扶助相当CPIにつき、生活保護世帯の消費構造から大きく乖離し、可処分所得の実質的増加分が過大評価されていることなどから統計等との客観的数値との合理的関連性及び専門的知見との整合性を有していないなどとして、生活保護基準引下げを決定した厚生労働大臣の判断過程及び手続に瑕疵があると判断し、同大臣の裁量権の逸脱・濫用を認めた。

格差と貧困が拡大固定化する中で、新型コロナウイルス感染症の拡大は、現在の社会保障制度の脆弱さを浮き彫りにするとともに、最後のセーフティネットとしての生活保護の重要性をも明らかにした。能登半島地震においても、その重要性が突きつけられている。本判決は、科学的・合理的根拠もなく生活保護費10%削減を政権公約に掲げて選挙に大勝した自民党の政策を実現する目的でなされた今般の引下げを明確に断罪した。

本判決は、多数決原理ではなく、法を根拠に少数者の権利を保護することを本質的役割とする司法の役割を正面から果たし、憲法25条が定める「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を具体的に保障する判決であり、極めて高く評価できる。

私たちは、被告らに対し、本判決はもちろんのこと、前記名古屋高等裁判所判決を筆頭に15件も積み重ねられた勝訴判決の意義、特に、デフレ調整の政策根拠である「生活保護世帯における4.78%の可処分所得の実質的増加」については統計等の客観的数値及び専門的知見に基づき司法において否定され続けていることを重く受け止め、控訴せずに本判決を確定させることを求める。加えて、違法に保護費を減額された生活保護利用者に対して真摯に謝罪し、その健康で文化的な生活を保障するため、2013年引下げ前の生活保護基準に直ちに戻すことを求める。

以上